

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成30年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成30年6月19日（火） 開会：午前10時 閉会：午後 2時26分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- | | |
|---------|---|
| 議案第 86号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 87号 | 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第 88号 | 平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 89号 | 平成30年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 90号 | 平成30年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第 91号 | 県西総合病院組合の解散について |
| 議案第 92号 | 県西総合病院組合の解散に伴う財産処分について |
| 議案第 93号 | 県西総合病院組合の解散に伴う事務の承継について |
| 議案第100号 | 筑西市国民健康保険条例の一部改正について |
| 議案第101号 | 筑西市医療福祉費支給に関する条例及び筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例の一部改正について |
| 議案第102号 | 筑西市立保育所条例の廃止について |
| 議案第103号 | 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第104号 | 筑西市養護老人ホーム条例の廃止について |
| 議案第107号 | 筑西市病院事業の設置等に関する条例等の廃止について |
| 議案第108号 | 筑西市立図書館条例の一部改正について |
| 議案第109号 | 財産の処分について |
| 議案第110号 | 財産の取得について |
-

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君

5 欠席委員

な し

6 議会事務局職員出席者

書 記 篠崎 英俊君

委員長 大 嶋 茂

開 会 午前10時

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、6月15日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、契約議案1案、補正予算議案4案、一部事務組合議案3案、条例議案7案、財産処分議案1案、財産取得議案1案について、所管部ごとに審査いたしたいと存じますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なお、協議会において要請、請求のありました議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第108号についての資料をこれまでに配付しておりますが、参考にしていただきたいと思います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、保健福祉部です。

まず、議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審議願います。

なお、議案第87号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

まず初めに、それでは保健予防課から説明をお願いします。

稲川保健予防課長、説明をお願いします。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課の稲川です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第87号のうち、保健予防課所管の補正予算について説明をさせていただきます。補正予算書14ページ、15ページをお開き願います。市民病院運営支援事業でございます。この事業は、地域住民が適切な医療を受けられるように病院の運営を支援しているものですが、ことし10月1日の茨城県西部メディカルセンター開院に当たり、その準備のため職員の先行採用の必要が生じました。職員の公募を行うに当たり、人件費が必要となりますので、補助金の増額補正をお願いするものです。

詳細につきましては、この後筑西市民病院より議案第90号「平成30年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」の説明がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

稲川課長、ご苦労さまでした。

○保健予防課長（稲川三枝子君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課長の篠崎です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第87号のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。初めに、14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金240万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。人間ドック健診費助成に係る増額補正でございますが、詳細につきましては議案第88号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

次に、同じく目8 老人医療給付費、説明欄、後期高齢者医療経費77万円の増額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療特別会計における歳出増に伴います繰出金を増額するものでございます。人間ドック健診費助成に係る増額補正でございますが、詳細につきましては議案第89号「平成30年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 次に進みます、それでは。

○医療保険課長（篠崎正典君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、赤城高齢福祉課長、説明をお願いします。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） 高齢福祉課の赤城でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第87号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16 県支出金、項2 県補助金、目3 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金、説明欄、高齢者生活環境づくり支援事業費補助金100万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、高齢者の生活支援サービスに関する意識調査の実施に伴う県補助金でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費、説明欄、高齢者等の生活支援事業101万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、少子高齢化の進展に伴い、65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみで構成される世帯が年々増加している状況から、より一層高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる生活環境を整えることができる仕組みづくりの構築が必要になっております。このことから、仕組みづくりのための基礎資料を得ることを目的として、1,500人の65歳以上の高齢者の方や地域において相談や支援業務を活動されている民生委員等を対象に生活支援サービス等に関する意識調査を実施するための経費でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 高齢者の生活支援事業のほうですけれども、総合支援事業と関係があるのかどうかということと、意識調査という説明でしたから、意識調査の中身というのはどういうものなのか。それは、支援サービスの需要を確認するという意味なのかどうか、その点を教えてもらいたいと思います。

それから、後期高齢者のほうですけれども、こっちの意識調査のほうは意識調査ということですから、その中身、まず。これを教えてもらいたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） では、赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

総合支援事業との関係とのことでしたけれども、これは全体的に65歳以上の高齢者の方にアンケートを行うということです。認知症高齢者の方に関しても必然的にアンケートの対象にはなっているかと考えております。それに基づきまして、全体的な部分で認知症の高齢者の方とか、それに伴いますご家族の方、そちらの対象ということで考えてございます。

アンケートの中身につきましては、まずは65歳以上の方に対するアンケートと、あと見守りをされている、民生委員さんいらっしゃいますけれども、あと市のほうで協定を結んでおります生活協同組合が2生活協同組合がございます。それとあと、新聞販売店さん、こちら10事業所ほどございます。あと、水道の検針員さん、こちらにもご協力等をいただいております。ほかに申請のあった方につきましては愛の定期便ということでヤクルトを配付したり、配食サービスということでお弁当を配食しておりますので、その中で何か日常と変わったことがあった場合には、既にご協力いただいているところですが、まずご本人様、対象となる方につきましては今の生活状況とか、どういうところがお困りなのかとか、そういう要望をお伺いしたいというふうに考えております。支援されている方、見守りをされている方については、こういうところが不足しているのではないかと、こういう改善点があればいいのではないかと、そういうところをお伺いしたいというふうに考えております。

内容につきましては、市内の高齢者の方につきましては家族とか親族の方が同居しているのかとか、通える範囲にお住まいになっているのか、または地域とどのようなかかわりを持って生活されているのかとか、あとはどのような支援を必要としているのかというところをお伺いできればというふうに考えております。民生委員さん、市内事業所につきましては、今までの業務していただいた中で高齢者の異変や徘徊を疑うケースの有無などはあったか、常にあればヤクルトさんとかは結構このところあいていないのだけれどもとか、玄関がちょっとあかないのだとか、そういうことは連絡をいただいております。随時対応させていただいているところですが、改めて確認をしたいと思っております。あと、業務している中で地域での見守り活動することはほかにできるのかとか、そういう部分も考えております。あとは、今後高齢者の方がふえてまいりますので、見守りをする事業所さん、民生委員さんも含めてですけれども、どのような見守りをするのが可能かというところ、このようなところを中心にアンケートをさせていただきたいというふうに考えております。

需要を確認するのかということですので、もちろんこれ需要のほうもどういうものを必要としているのかというのも確認できるようなトータル的なアンケートをできればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

赤城課長、ご苦労さまでした。

次に、議案第88号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

それでは、医療保険課から説明をお願いします。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第88号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億5,399万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節6 その他一般会計繰入金240万5,000円につきましては、歳出に係る経費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。詳細は、歳出でご説明いたします。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、人間ドック健診費助成事業240万5,000円につきましては、本年度人間ドック健診費一部助成の希望者を募集したところ、当初予算枠を超過する応募がございました。このことから、今回補正予算により予算枠を拡大し、当初の希望者全員に対して人間ドック健診費の一部助成を行うためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第88号の採決をいたします。

議案第88号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号「平成30年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査願

ます。

続けて、医療保険課から説明をお願いします。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 引き続きよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第89号「平成30年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,835万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2節3その他繰入金77万円につきましては、歳出に係る経費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。詳細は、歳出でご説明いたします。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、後期高齢人間ドック健診費助成事業77万円につきましては、今年度人間ドック健診費一部助成の希望者を募集したところ、当初予算枠を超過する応募がございましたことから、今回補正により予算枠を拡大し、当初の希望者全員に対して人間ドック健診費の一部助成を行うためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第89号の採決をいたします。

議案第89号「平成30年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では次に、議案第91号「県西総合病院組合の解散について」審査願います。

それでは、保健予防課から説明をお願いします。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第91号「県西総合病院組合の解散について」ご説明いたします。公立2病院の再編、統合によりまして、ことし10月1日に茨城県西部メディカルセンターが開院するに当たり、県西総合病院と筑西市民病院は閉院となります。これに伴い、県西総合病院の運営主体であります県西総合病院組合を平成30年9月30日をもって解散するものです。なお、一部事務組合の解散につきましては、地方自治法第288条の規定により、構成団体の協議により都道府県知事に届け出をしなければならないとされております。また、解

散に係る構成団体の協議につきましては、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第91号の採決をいたします。

議案第91号「県西総合病院組合の解散について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「県西総合病院組合の解散に伴う財産処分について」審査願います。

続けて、保健予防課から説明をお願いします。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 続きまして、議案第92号「県西総合病院組合の解散に伴う財産処分について」ご説明をいたします。

県西総合病院組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経て関係団体の協議により定めることになっております。

この協議書につきましては、議案書、次のページをごらんいただきます。組合解散に当たり、同組合が解散時に保有する財産の処分について、下記のとおり定めるものでございます。桜川市に帰属する財産といたしましては、第1項、土地、建物、病院外灯設備などの構築物、組合が解散する日において組合が所有する筑西市に帰属される物品を除く物品全てでございます。また、第4項、企業債の債務がございます。筑西市のほうへ帰属される財産といたしましては、第2項、茨城県西部メディカルセンターで使用される物品、現金、未収金など組合が解散する日において組合が保有する全ての債権及び第3項、未払い金など組合が支払い義務を有する全ての債務でございます。これらについては、最終的に茨城県西部メディカルセンターに帰属することになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第92号の採決をいたします。

議案第92号「県西総合病院組合の解散に伴う財産処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第93号「県西総合病院組合の解散に伴う事務の承継について」審査願います。

続けて、保健予防課、稲川保健予防課長、お願いします。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 議案第93号「県西総合病院組合の解散に伴う事務の承継について」ご説明いたします。

事務の承継につきましては、県西総合病院組合同規約第17条の規定により、両市の議会の議決を経て両市の協議により定めることになっております。この協議につきましては、財産処分協議で定めるもののほか、解散に伴う事務の承継と経費の負担を定めるもので、組合解散、財産処分協議と一体をなすものになります。

議案書、次のページをごらんいただきます。筑西市に承継する主な事務としましては、第4項、医療紛争、第5項、退職手当、第7項、債権、債務に係るものといたします。桜川市に承継する事務は、第2項、病院解体、第3項、備品の廃棄、第8項、企業債に係るものといたします。承継した事務に係る公文書については、それぞれの市に承継をいたします。なお、承継事務に係る経費につきましては、第6項にありますとおり、平成30年度のその他の負担金の負担割合、これは均等割2割、それから病院利用率8割、こちらにより筑西市は19.36%、桜川市80.64%といたします。

決算につきましては、地方自治法の規定により管理者である桜川市長が調整をし、決算審査はそれぞれの監査委員が審査をした後、両市議会に認定をいただくこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 1つお伺いしたいのですが、退職したとみなしてその金額をこっちでプールするということなのですか、働いている人はそのままずっと年金は継続するという理解でいいのですか。例えば今まで10年間勤めていて、その後茨城県西部メディカルセンターで勤める場合、あと10年勤めて20年の退職金の計算という形でいいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 私から答弁させていただきます。

一応そのようなルールで退職手当の支給に関するルールを構築しております。

以上でございます。

（「何」と呼ぶ者あり）

○保健福祉部長（中澤忠義君） （続）申しわけございません。そういうようなことで継続して勤務年数については計算するようなルールを定めております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） よろしくお願ひします。

この事務の継承の中の退職手当についてちょっとお伺いしたいと思うのですが、全員協議会でもちょっと大まかな説明はございましたが、給付引当金が9億5,000万円ということでございましたが、県西総合病院の茨城県市町村総合事務組合というのですか、そこへの積み増しというか、積立金があったと思うのですが、現在の額はどのぐらいの額になっているのかちょっとお教え願いたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 私のほうから答弁いたします。

退職手当についての茨城県市町村総合事務組合については、積立金ということではなくて、毎年負担金として支払われております。これは、お互いの相互扶助ということで、筑西市で幾らこれまで積み立てたということではなくて、毎年茨城県全体で必要な退職金について各市町村に割り振りをしてお金を集めている。ただ、とはいっても毎年精算できない部分がございますので、そこは率等で調整しながら毎年負担金の率で負担金を払っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） そうしますと、今までの積立金といいますか、負担金がどのぐらいになっているのかちょっと資料がないので、わからないのですが、考え方として給付引当金が9億5,000万円ということで、そのぐらいは普通は担保されるのではないかと、それ以上に積み立ててあっても。そのぐらいは普通担保はされるのではないかと思うのですが、今回8億5,000万円という数字が出ておりますが、1億円減額されている差異といいますか、その考え方はどのような考え方でこういう数字になるのかちょっとお教え願います。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 退職金の戻す金額については、実は初めこのルールがなかったところでございます。それは、先ほど申し上げましたように、積立金ではなくて負担金という考え方なので、県西総合病院のほうには全然戻らないというルールでございましたが、これはうちの須藤市長と大塚市長が茨城県市町村総合事務組合に粘り強くかけ合いまして、茨城県市町村総合事務組合のルールを、条例を変えてもらいまして、やめたときの普通退職手当分を戻していただけるということでルール化して8億5,000万円戻ったというところでございます。この8億5,000万円というのは、普通退職したとして支払われるべき退職金の額でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 最後になりますが、そういったことでゼロが8億5,000万円になったということで、本当にそれはそれでよかったのだと思うのですが、であればその差額といいますか、1億円を我が市で全額負担するという考え方はどういった考え方なのかちょっとお尋ね申します。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

この差額につきましては、法人設立後に発生するものでございまして、また県西総合事務組合から人材を引き継ぐ法人を設立する筑西市が負担するという考え方を整理させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) では、質疑を終結いたします。

これより議案第93号の採決をいたします。

議案第93号「県西総合病院組合の解散に伴う事務の承継について」、賛成者の挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○委員長(大嶋 茂君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では、次に移ります。議案第100号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」審査願います。

それでは、医療保険課から説明を願います。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長(篠崎正典君) よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

○委員長(大嶋 茂君) では、説明願います。

○医療保険課長(篠崎正典君) 議案第100号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、国民健康保険法第82条の規定に基づき、筑西市民病院を国民健康保険直営診療施設として位置づけるため、市条例の一部を改正するものでございます。この改正により筑西市民病院から移行する茨城県西部メディカルセンターにおいても開院後は国民健康保険直営診療施設、国民健康保険病院として位置づけられることとなります。なお、これは現在当該直営診療施設として位置づけられている県西総合病院の機能も引き継ぐものでございます。

次に、改正内容でございますが、第10条の改正につきましては第2項に被保険者の療養環境の向上または保険給付のために病院または診療所の設置事業を行うことを規定するものでございます。

第11条第2項の改正は、第10条の改正による項ずれを改めるものでございます。

裏面2ページをお開き願います。附則第1項では、この条例は公布の日から施行することとしております。

附則第2項では、筑西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、病院事業の設置について新たに地方公営企業法第4条及び国民健康保険法第82条第1項から第3項までの規定に基づくものであるとの規定を追加しております。

そして、附則第3項では筑西市民病院条例の一部改正を行いまして、筑西市民病院が国民健康保険の病院であるということに係る規定、設置及び基本方針を定めております。

以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大嶋 茂君) 質疑をお願いします。

森委員。

○委員(森 正雄君) よろしくお願ひします。

今筑西市民病院を国民健康保険の直営診療病院にということであります。説明を受けました。また、開院後は茨城県西部メディカルセンターもこの国民健康保険の直営病院になるというような話でありますけれども、私今までもこの茨城県西部メディカルセンターをつくるに当たってのイメージというのは、

緊急とか救急病院というようなイメージがあるのです。そのような形で今進められているのも事実だと思うのですが、そういう中で国民健康保険というイメージ、これはまさに予防とケアというようなイメージが私あるのですけれども、そういったことを考えたときにちょっとイメージとしてはこの茨城県西部メディカルセンターのイメージではないななんていう、こういう感じを持つのですけれども、従来の病院と国民健康保険の対象になっている病院との役割の違いというのですか、そういったところをちょっと、イメージの話は、これは結構ですので、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 国民健康保険病院と今までの筑西市民病院の違いということでございます。国民健康保険病院と申しますのは、国民健康保険法第82条、こちらの規定で保健事業、この一環として設置された施設であるというふうな位置づけとなっております。また、この国民健康保険病院といいますが、今この改正する前の筑西市民病院につきましても地方自治法に基づいて設置された公の病院でございますので、どちらも公の病院、どなたでもかかれる病院でございます。その病院の中で国民健康保険法のこの理念、これに基づきましてさらに救急の病院としてのほかに地域の包括ケアに取り組むと、こういったことも目標とする病院というふうな位置づけになるものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 何となくわかりました。国民健康保険の直営診療施設、この病院に移行するに当たっては当然本来なら、今お伺いしますと、とっくにもうちょっと早くやっておくべきだったのではないのかななんていう思いもあるのですけれども、メリットは何なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 国民健康保険病院、こちらの病院につきましてものメリットということでございますが、一般的に言われているメリットは2つございます。まず、国民健康保険病院は国民健康保険法の理念に基づいて設置されたということで地域包括ケア、これは住民の方に保健、医療、福祉、介護サービスを一体的、総合的に提供するというような仕組みでございますが、これに取り組むというような病院となるということでございます。2つ目に、この国民健康保険病院が行う地域包括ケアの保健事業ですとか、施設整備、医療機器等の購入ですね、こちらに対しまして国からの助成補助が行われる。この2つのメリットがございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 一部補足したいと思います。

1番目のメリットの地域包括医療ケアについてでございますけれども、茨城県西部メディカルセンターにおきましては在宅医療に関する後方支援、そういう支援を行う病院としての役割もありますので、イメージ的に茨城県西部メディカルセンターは2次医療、そして今篠崎が説明したのは1次医療かなと思われるかもしれませんが、茨城県西部メディカルセンターについては後方支援という役割があることから、篠崎の説明に矛盾がないことを補足説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 最後です。今メリットといいましょうか、お話をいただきましたけれども、改めて今地域包括といういろいろな保健だ、介護だ、医療だ、今の筑西市民病院がそういう役割を担っていくわけですね。そういう中で今2つのメリットを言っていただきましたけれども、さらなる狙いというのはあるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 茨城県西部メディカルセンターの運営の話になってくると思いますが、今後茨城県西部メディカルセンターは2次医療機関とともに筑西市民病院跡地の診療所の中で在宅医療の充実も進めてまいりますので、そのような形で包括ケアについても現状よりさらに推進されていくものと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第100号の採決をいたします。

議案第100号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第101号「筑西市医療福祉費支給に関する条例及び筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例の一部改正について」審査願います。

続けて、医療保険課から説明を願います。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） よろしく願いいたします。

引き続き説明させていただきます。議案第101号「筑西市医療福祉費支給に関する条例及び筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。初めに、改正理由でございますが、茨城県が本年10月から少子化対策、子育て支援の充実を図るため医療費助成制度を一部改正し、入院に係る医療費助成の対象者が現行中学生相当年齢の15歳までだったものを高校生相当年齢の18歳まで年齢を拡大することとしたことから、これに対応するため市の関係2条例を改正するものでございます。また、保険医療機関等以外の者であって、法の定めにより医療行為に類する施術を行う者、あんまマッサージもしくは指圧はりまたはきゅうでございしますが、これらを明文化する改正を同時に行っております。

改正の内容としましては、第1条でございますが、筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正でございます。県の制度改正に合わせて入院に係る医療費助成の対象者が現行15歳までだったものを18歳ま

でに改めるものでございます。

2 ページをお開き願います。2 ページ中段から少し下、第2条でございますが、第2条が筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例の一部改正でございます。ここでは、医療福祉費支給に関する条例の新たな対象者となった者を筑西市のはぐくみ医療費支給制度の対象者から除外する改正を行っております。また、医療費支給に関する条例及びはぐくみ医療費支給に関する条例において、保険医療機関等以外の者であつて、法の定めにより医療行為に類する施術を行う者を法定施術者と明文化しております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、県の制度改正に伴う改正規定につきましては、本年10月1日からの施行としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第101号の採決をいたします。

議案第101号「筑西市医療福祉費支給に関する条例及び筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第102号「筑西市立保育所条例の廃止について」審査願います。

それでは、こども課から説明を願います。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第102号「筑西市立保育所条例の廃止について」ご説明申し上げます。筑西市立協和保育所の民営化に伴う認定こども園設置運営事業者が公募により選定され、優先交渉権者が決定いたしました。これを受けて平成32年3月31日をもって筑西市立協和保育所を廃止するため、筑西市立保育所条例を廃止するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 質問項目がいっぱいあるので、よろしくお願いいたします。

まず、公立保育所をなくすという条例ですから、どのように検討したかというのをお聞きしたいわけですが、一般質問でもあったけれども、公立の役割というものがあるわけです。それと、民間との比較という検討がまず必要なわけです。それが協議会も経てやったわけですが、公立の役割、民間との比較についてどういう資料を協議会に提出して検討してもらったかということが1つ。

それから、公立の役割については、今まで公立だったわけですから、どういう本来の役割を果たしてきたのかという検証が必要なわけです。その検証がどういうものだったかという、そういった資料はぜひ提

出していただきたいということです。

それから、公立の役割の中で大事なのが障害者、発達障害の子に対して保育をきちんと行えるようにするというところもあるわけですが、そういったことが、最近発達障害の子がふえているとか、それからテレビでもおなじみの育児放棄とか虐待とか……

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、これは廃止に関する条例なのです。発達障害云々の保育に関するとは……

○委員（三浦 譲君） 違います。委員長、今から話聞いておいてもらいたいのですが……

（「続きがあるの」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）そう。何で廃止するかというその背景をお聞きしたいわけ。今そういう保育に対する新たな需要といいますか、役割も言われているわけで、そういった中で公立の役割というのは非常に大きいわけだけども、そういったところの検証、事務局としての検証、それからそれを協議した中でどういう提出、資料の提出ですね。だから、今いろいろ資料のことを言いましたけれども、そういったものについての質問です。

それから、大きな2つの点では公立保育所を廃止するというのは下館でも廃止したわけです、前に。今度は協和の保育所ということになるわけですが、なぜ協和の保育所なのかという点をお聞きしたいわけなのです。それは、築年数で一番古いからなのか、それともいろいろな条件、明野にも幼稚園あるし、関城にも認定こども園がある。そういった中で協和保育所が行政改革だとか、そういった点で今回一番ふさわしいといいますか、一番民営化やらなくてはならないということ、その理由は何なのかなということなのです。そばに遊休の市の所有地が、旧協和総合センターの跡地がありますので、私の想像ではそれが一番のきっかけなのかなと思いますので、その辺のところもお願いしたいということです。

大きな3点目としては、民間に譲渡するという場合には民間に手を挙げてもらわなくてはならないわけですが、そうすると市場調査を事前にやっておかなくてはならないわけですが、本当に手を挙げる人がいるのかどうか。市場調査はどのようにやったのかということをもっとお聞きしたいと思います。いろいろ済みませんが、よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長、大丈夫かな。全体的なこと、ちょっと総合的な質問になってしまっていると思うのです。果たしてこども課長が答えられるか……

（「部長がいいかな」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） （続）では、部長のほうで。部長、これは課長では、ちょっと市の方針が大分入っていますので、部長のほうでお願いします。

○保健福祉部長（中澤忠義君） わかりました。ご答弁申し上げます。

まず、今回の民営化に関する検討経過というところでございますけれども、本会議でも申し上げましたが、行政改革推進本部のほうで行政改革の取り組みが既に始まっている中で、基本方針等が出た中で民間でできることは民間にお願いするというのが基本的な考え方になっております。その中で今回の民営化のことが初めに出たところでございます。そして、子ども・子育て会議でも検討したという答弁をさせていただきました。その際にどういう資料を出したかというところでございますけれども、民営化についてど

うでしょうかということで概要と、あと言葉の中でメリット、デメリット等を説明させていただいたところでございます。

次に、公立の役割について検証したのかというところでございますけれども、現在公立保育所は当然ながら公立の役割は果たしております。本会議でも申し上げましたけれども、例えば預かりづらい子供たちを預かることとか、市の情報を発信するとか等々ございますが、そういうことを果たしているところでございます。その上で民営化についての話を進めていたところでございます。

次に、障害者保育は大変な状況なのに大丈夫なのかという趣旨だと思いますけれども、たしか本会議のとき申し上げたのですが、10園以上の市内の保育園で障害児保育を受け入れていただいているところでございまして、また今回優先交渉権者となった陸福社会様についてもやっております。また、陸福社会様は休日保育もやっております、あと病後児保育とか、さらにいろいろと先進的に取り組まれているよい法人なので、そういうことで民営化はいたしますけれども、公的保育施設の役割については陸福社会様にもこういう民営化の経過があることを踏まえて準じてやっていただくようお願いをこれからもずっとしていく予定であります。

なぜ協和保育所かという質問でございますけれども、これは行政改革の中で初めにあそこの場所については協和幼稚園もございまして、初めは協和保育所と一体的に民営化の議論が庁内で進められてきたところでございますけれども、ただ……

（「最初は幼保一体型」と呼ぶ者あり）

○保健福祉部長（中澤忠義君） （続）でなくて、協和保育所と協和幼稚園の民営化の話が同時に内部的には進められていたところなのですけれども、ただそれを一緒にすることによって協和地区の皆様は公立の保育幼児施設がなくなってしまうというような不安、また運営事業者が見つかるかどうかもわかりませんので、まずは先行して協和保育所の民営化を進めようかということから協和保育所の民営化を今進めて、今回議決をお願いしたところでございます。

あとまた、敷地的には委員さんおっしゃいますように、旧協和総合センターの跡地のところを含めることによって認定こども園化もできますので、そういう地理的、敷地的な背景もございまして。

市場調査は、今回についてはそういうやりたいというお声が、何年か前から民間の社会福祉法人の方からお声をいただいていたところもございまして、市場調査は実施しておりません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 公立の役割についての検証という部分ですけれども、いずみ保育園もしっかりやっていますから、公立の保育所が一体公立として何をやっていなければならないかという部分がちょっと物足りないなということがあって、それをお聞きしたのですけれども、公立の役割というのは4つ部長が上げられましたけれども、やっぱり大きな役割があって、私いろいろ調べているうちに石岡市にも似たような話があったので、それもお聞きしたりしていると、石岡市も民営化は最初やろうと思ったけれども、公立にすることにしたと。それは、公立の役割が大きいということから、保護者からも求められたということからいうと、筑西市の場合は公立の役割の検討が、さっき子ども・子育て会議の中で言葉で説明した

ということで、こういった会議で検討するときにはきちんとした資料を出さないとわからないし、1回の会議ではわからないのです。大体民間にすると市の負担は減りますよという話を聞くと、何となく一般論でそのほうがいいかなという傾向があるものですから、私はその辺に疑問を持ったので、お聞きをしたわけです。言っておきますけれども、発達障害の子供に対して保育士の加配は障害者認定されていないと加配はないのか、それとも手帳がなくても、今は学習障害のいろいろな認定ありますよね。それが医師のほうから認定されれば、市としては加配の補助金を出せるのかどうか、この辺ひとつ今後の民営化するにして……

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、いいですか。ちょっとあれがずれてしまう。保育所で障害児保育とか、そういうのやっていますか、ここ。障害児保育やっていたのですか、ここの保育園で。

○こども課長（児玉祐子君） 協和保育所ですか。

○委員長（大嶋 茂君） 協和保育所で。

○こども課長（児玉祐子君） 協和保育所では預かることにはなっていますが……

○委員長（大嶋 茂君） だから、障害児保育というのは、この保育所廃止についてではないですよ。全体的に市でやっていたと思うのです。

○委員（三浦 譲君） 私が言いたいのは、この廃止条例というのは公立から民営になると障害児の保育の部分がお金かかるから、加配で。

○委員長（大嶋 茂君） 保育所というのは基準があって、公立も民間も同じなのです、これ。

○委員（三浦 譲君） だから、私それを聞いているのです。だから、手帳がないと加配は受けられないのか……

○委員長（大嶋 茂君） 市立だから、公立だからと保育の内容を変えてはいけないことになっているのではないのかな。

○委員（三浦 譲君） それは当然だけれども、現実はどうではないから、聞いているのです。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） （続）ちょっと邪魔しないでください。何でそういうこと言うかというのと……

○委員長（大嶋 茂君） これが廃止のことで進んでいるわけだから、議案についてこれは廃止することなのです。

○委員（三浦 譲君） だから、廃止によって問題は起きないかということを確認している。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） いや、ちょっと待ってください、委員長が言っているのだから。進まない、それでは。これ一般質問になってしまいます。ともかくこの保育所を廃止……

○委員（三浦 譲君） 廃止していいのかどうかということを我々は審査するから、例えば障害児についてはどうなるかということ。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） まあ、いいです、採決とりますから。

○委員（三浦 譲君） 前にも言ったけれども、障害児については議会報告会のある園の保育士さ

んが手間のかかる子供がいるので、保育士をふやしてほしいと言ったのだけれども、園のほうではやってもらえなかったという話があったので、こういう話はその園だけではなくて、よく聞く話なのです。だから、公立ではその辺をカバーすると。むしろ民間の保育所から公立はそういう子供を我々にかわって預かってほしいという部分も実はあるわけです。そういう意味で障害の加配というのはどのようになるかというのをお聞きしたいということなのです。

それから……

○委員長（大嶋 茂君） ちょっとあれなのですが、児玉課長。

○委員（三浦 譲君） まだ……

○委員長（大嶋 茂君） あるの。

○委員（三浦 譲君） うん。まだあるから、続けてやりますと……

○委員長（大嶋 茂君） 一応3回までにしてください、進まないから。

○委員（三浦 譲君） 3回なのだけれども、だから俺わざわざ3項目に分けて続けて話ししているわけです。そうすると、協和保育所についてこういう検討はしなかったかということをお聞きするのですが、最初は保育園も協和幼稚園も民営化できないかという検討をしたという話がありました。いろいろ問題があるからということで今の形になっているわけですが、公共施設の管理、例えば今回の協和保育所と協和幼稚園を認定こども園にしようという場合には国からの補助金が出るわけです、本会議でも言ったけれども。とすると、その財源的にどうだとか、それから幼稚園を置き去りにして保育所を公立ではなくするということになると、旧協和町の議員はみんな心配して言ったわけですが、協和幼稚園は自然に子供がいなくなって、たちまち廃止ということになるではないかと言ったわけです。やっぱりそれは、検討するなら一体的に検討しなくてはならなかったろうし、それから財源的な問題も検討したのでしょうか、今は公共施設の管理事業の補助、これは合併特例債みたいなものですが、そういう財源もあるということでは、そういうのも検討したかどうか。

それから、もう1つの点では民間譲渡の市場調査の部分ですが、やりたいという事業者がいたからということですが、私はやりたいという事業者がいるのだなと市のほうで事前につかんでいるわけですね。そうすると、協和保育所にしようとか、明野幼稚園にしようとか、関城の認定こども園にしようとかという検討が内部であるわけですね、当然。その辺の検討のときに、最初に戻りますけれども、何で協和保育所なのか。築年数でいうと、別に一番古いわけでもない。子供がいっぱい、定数いっぱいですが、幼稚園との関係も考えれば、さっきの認定こども園化という道もある。なのに何で協和保育所になったのかという点が不思議でしょうがないのです。その点もう1度お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、部長のほうで、今までいろいろな検討会やっていますよね。その経緯をちょっと三浦委員理解していないようですから。ここまで来るにはいろいろな検討会議、協議会をやっていると思うのです。そういったことを説明してあげればよろしいのではないですか。

○こども課長（児玉祐子君） 障害児の件だけ私のほうからよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） どうぞ。

○こども課長（児玉祐子君） まず、障害児保育の加配の件でございますけれども、市単独の補助でござ

いまして、もちろん手帳をお持ちのお子様には、重度か軽度かの区別はございますけれども、加配についての補助をしてございます。ご心配の向きであります手帳のお持ちでないお子様、まだきちんと手帳までは行っていないという場合であっても、見ていらっしゃる主治医の先生からの診断書等で適当と認められれば対象になってございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） それでは、まずどういった経過かということで、本会議でも申し上げましたが、これまで筑西市においては持続可能でよりよい市民サービスを提供できるように合併以来公共施設の経費削減、指定管理者制度の導入など行政改革にまず取り組んでまいりました。そして、平成27年度から将来の課題や適正配置について指針、基本方針を定めて取り組んできております。そして、その中で協和保育所を含む子育て支援施設については公営で行うことの必要性や意義、公立と私立間の格差是正などの要請などから、総合的に今検討して進めていくようなこととなったところでございます。その後教育委員会、私どものほうの保健福祉部で継続してずっと協議を進めてきたところでございます。

そして、先ほどご質問の協和保育所がなぜ選ばれたのかというところでございますけれども、保健福祉部で今所管している公立の施設としましては、協和保育所と認定こども園せきじょうの2カ所だけでございます。そして、今保育所については認定こども園化が全国的に進められていることで、これは1号認定、幼稚園認定の子供と2号、3号、保育園認定の子供で保育に欠ける状態になったときに同じ園の中でカバーできるというメリットが大きいと思いますので、当市においても認定こども園化を進めている中でいろいろと、先ほど申しあげました敷地の問題とか、協和幼稚園の問題とか、いろいろある中で協和保育所の民営化を進めたところでございます。

また、先ほど三浦委員さんから財源のところ、三浦委員さんおっしゃっているのは公共施設等の適正管理推進事業債という起債がございまして、これはお金を90%事業費の中で借りられて、うち50%が地方交付税措置されるというものでございます。あくまでも地方交付税措置、満額補助金として別枠で来るものではなくて、各都市の財政力指数に応じて交付税の中に一括して入ってくるものでありますので、まず認定こども園を民間で建てていただく場合には市で建てていただく場合より国県の補助金が、約3億円のを建てると1億7,000万円ぐらい補助が直接入るというつくるときのメリットがございまして、財政的なメリットですけれども。あともう1つは、運営していく中で公営でやっていると、どうしても保育料の中で国、県の補助、これが少なくなってきました、本会議でも申し上げましたけれども、年間約5,600万円、これは平成27年の決算で考えますと補助金として民間でやると別枠で入る。市立の場合ですと、交付税に一部算入されるというところはございますけれども、別枠で入るとするのは財政的にすごく大きな魅力になるのかなと思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、これで終わりだよ。

○委員（三浦 譲君） さっきの障害児に関してですけれども、医師の診断書があれば加配ができるということですが、これは現在の実績というか、それはどのくらいですか。要するに私が聞きたいのは、

診断書があって何々障害という病名があれば加配の検討になるということで理解していいのかどうか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 少しお待ちください。

○委員（三浦 譲君） その間に一言しゃべりますけれども、行政改革大綱の中に、結局話は行政改革から始まっているわけです。その行政改革に何て書いてあるかということ、民間活力の導入の件で行政が実施する必要性の減少した事務事業について、ここなのです。行政が実施する必要性が減少したものは民間活力を利用するというのが行政改革の基本的な方針なのですけれども、そこからいくと協和保育所は必要性が減少したという理解になってしまうのです。そうではないだろうと私は思うので、行政改革から進んでいることがちょっと最初の問題なのかなと思ったので、さっきのお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お待たせいたしました。少し古い資料で恐縮ですけれども、平成27年度的时候は手帳をお持ちの方が、全部で加配の対象になったお子様が12名いらっしゃったのですけれども、そのうち診断書での該当というのは1名でございました。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） 平成28年は。

○こども課長（児玉祐子君） 申しわけございません。ちょっと手元に資料がございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、いいですか。

○委員（三浦 譲君） 3回目だから、いいです。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 簡単にします。まず、私たち木の実保育園が廃止になるときに時間をかけてやったのです。このときに市民の皆様からかなりの署名が集まったと思うのです。今回は、協和保育所についてはそういう市民の声はあったかどうか、協和の方々。まず、それが1点。

そして、今言われている認定こども園ということで進めていますけれども、今回は協和保育園だけが先行的に建物とかつくるのか、それとも先ほどあれですが、協和保育園はどういう形で、認定こども園というならば一体な形だと思うのですけれども、どういう形になるのか、その時期とそれについて教えてください。協和保育所は、平成32年4月ということですが、協和幼稚園の場合はどうするのか。それと一緒にもう平成32年にそのままやってしまうのか。建物は別ですから、離れていますから。それは、どういう形になるのか教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答え申し上げます。

まず、協和地区の皆様方から意見がなかったかということでございますけれども、これを進めますに当たりまして、保護者の皆様からアンケートをとらせていただいております。公立であることよりも、何よりも今の場所に引き続き認定こども園ができるということが保護者の皆様の第一番のご要望だということがわかりまして、そのように進めさせていただいているところで、それ以来協和保育所さんのほうとも連携をとっておりますけれども、個別に何か意見がなかったかということは聞いておりますが、一切なかつ

たようでございます。

それから、平成32年4月1日の話でございますけれども、旧協和総合センターの一部のほうに新しい認定こども園を建てるという計画になっておりまして、平成32年4月からはそちらでお子様方の受け入れができるということ。幼稚園については、この議決の後に教育委員会さんがどういう方向でか進められるということでは伺っておりますけれども、平成32年4月1日からは1号も含めてお子様方の受け入れが可能
な状態にはなります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） わかりました。協和地区のほうでは、そういう意見的なものは一応聞いたけれども、今の場所で欲しいという意見だったと。なぜこういうこと言うかということ、下館の木の実保育園も廃園になって旧下館市時代はかなりの論争をした記憶を覚えているのですけれども、そういうのがあったかどうかということでもちょっと聞いたかったですけれども、それと今言った今度できる保育園は一体化の、要するに認定こども園として、今1号、2号言いましたけれども、も受け入れられる体制の建物であると、こういう理解でよろしいわけですね、今の意見からいくと。平成32年4月から。そういうことでよろしいわけですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） さようでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第102号の採決をいたします。

議案第102号「筑西市立保育所条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ここで、ちょっと休憩をとりたいと思います。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時34分

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと時間早いのですが、再開したいと思います。

次に、議案第103号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査願います。

続けて、こども課、児玉課長、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第103号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。この条例改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す

る基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたこと等から、これに合わせて関係規定を改めるものでございます。

改正内容につきましては、まず下から6行目、第10条第3項第4号を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改め、学校の教諭となる資格を有する者の要件を明確にするものでございます。

次に、同じく第10条第3項に第10号として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を追加し、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） まず、先ほど言われた5年以上放課後児童健全育成事業ということで範囲を広げたということなのですか、5年以上の中身なのですか、これ常勤である必要があるのかということなのですか、例えば週に何日間とか一定期間だけ、一定期間というか、忙しい時期、そういう時期だけ入ってやっている方もいると思うのですが、それについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） ただいまの5年以上の内容でございますけれども、これにつきましては一定期間というのは、放課後児童クラブとして常勤とかという区別はございませんけれども、一定期間以上働いているということで通算5年ということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） わかりました。通算5年ということですね。

それと、これはちょっと調べたところ、国のほうでは平成31年までに30万人分ふやすと、受け皿を拡大するということなのですが、筑西市の現状、今の増減の推移と今後拡大するという方向であるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 現在筑西市には放課後児童クラブが27クラブございまして、その中に142名の指導員さんがいらっしゃいます。うち50名の方にはもう既に支援員の資格をお持ちでございますので、平成33年までには必要数が出されるものと考えております。あと、常勤だったりとか、非常勤の枠組みもいろいろございますので、一概に人数だけでそのクラブの運営の状況がどうこうというふうな評価はできないところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） もう1つ、最後。これ中澤部長のほうから説明ありましたが、施設の補助と、また運営費700万円、施設のほう1,200万円という補助が出るということなのですか、これは敷居を低くしてというか、手厚く補助というものをに入れて拡大する方向で行っていると思うのですが、これは例えばなのですか、今学習塾とかスポーツ施設とかってあるではないですか。また、民間で新たに事業

として始めたい方がもしこの要件を満たしている方だった場合に、そういった民間の業者が参入ということはもちろんこれ可能なわけですね。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 現状、今の放課後児童クラブは市からの委託ということでやっていただいております。もちろん民間といいますか、今やっていただいているのは保護者会運営ですとか、そういうことでございますので、当然理論上可能かとは思いますが、現在27クラブと申し上げましたが、全ての小学校、20校全部のお子様方をカバーできている状態でございますので、その中での新たな参入ということが果たして妥当かどうかというあたりももちろんこちらとしては考えさせていただく、検討させていただくということになるかと思えます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第103号の採決をいたします。

議案第103号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第104号「筑西市養護老人ホーム条例の廃止について」審査願います。

高齢福祉課、赤城高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） よろしく願いいたします。

議案第104号「筑西市養護老人ホーム条例の廃止について」ご説明いたします。筑西市立ことぶき荘老人ホームの民営化に伴う移譲先の法人が公募により選定され、優先交渉権者が決定いたしました。これを受けて平成30年10月1日をもって筑西市立ことぶき荘老人ホームを廃止し、あわせて条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現在の建物を使って事業者が障害者とか、そういう事業をやるのか、それともあそこを建て直すとか、そういった話はどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

今回の民間移譲につきましては、平成32年に特別養護老人ホームと養護老人ホームを一体化で整備をするという事業所が優先交渉権者となっております。平成32年に今のことぶき荘に入所されている方々は、新しく整備されるところに移ることになります。現在の向日葵福祉会、優先交渉権者になりましたところの説明ですと、その後多分少し改築はすると思いますが、障害の方の施設として活用したいと、このよう

な計画を受けております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） よろしいです。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 1つだけお聞きしたいのですけれども、私なりにちょっと調べてみたのですが、ことぶき荘の民間移譲についてなののですけれども、以前から25年経過しているということで老朽化もちろん進んでいます。建物は、もうこれは仕方ないと思うのですが、土地も3,500万円で売却されるということであったのですけれども、今回の議案にも上がっていますが、茨城県西部メディカルセンターの例えば備品購入とかにかなりの高額な金額が入っていると思うのです。これ設備投資という意味では備品というの、そういうものが入っているか私わからないのですけれども、かなり高額なものとか、すばらしい立派なものがあるとすれば、それに対しての資産価値って当然あると思うのですが、私なりに調べたところ、県内でもそういう事例がありまして、それに対して建物はもちろん移譲する、建物は無償移譲プラス例えば備品の移譲に関しても議会への議決を行って譲渡という形になっているところがあるのですが、これについてどういうふうな形になっているのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

今回の移譲に伴います備品の譲渡につきましては、今後継続して10月1日から運営をしていただくということもございますので、車ですとか、パソコンとその周辺機器につきましては引き上げる予定でございます。その他につきましては、基本的には運営するための必要な備品だということで考えておりますので、このまま継続してご利用していただくということでは考えております。議会のほうの議決につきましては、こちらについては条例に適用させて無償譲渡とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これは、公から公の場合は当然必要ないと思うのですが、例えば公のところから民間に移譲する場合の条例を変えたということですね。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 無償譲渡に関する条例がございます。済みません。名称はちょっと長いのですけれども、その中で公共団体と公共団体とか公共団体から公共的団体に譲渡して、そのものと同じような用途で使う場合には無償譲渡できるという規定がございます、これを適用させて無償譲渡の手続を進めることを考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 民間移譲ということもやっぱり公共的な扱いということになるわけですか。公共から公共的な扱い、今回民間移譲ですよ。それだけちょっとお聞きしたい。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 今回筑西市から社会福祉法人のほうに土地については有償譲渡で、建物、備品については今後継続して運営していくために必要な備品ですので、無償譲渡ということで考えておりまして、無償譲渡する場合にその条例に規定がございまして、私どもの市から公共的団体、社会福祉法人に無償譲渡して同じような事業を継続していく場合には、それはできますよというところがございますので、それを適用して今後手続を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） ことぶき荘老人ホームは、今何名入っていらっしゃるんですか。定員が50人でしたっけ。入居者何人ですか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

現在25名入所されております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） それで、議案第109号とどっちで聞こうかなと思ったのですけれども、養護老人ホームと特別養護老人ホーム一体型の施設になったら定員は何名になりますか。わかりますか、今の段階で。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

それは、養護老人ホームの定員ということでよろしいでしょうか。

○委員（藤川寧子君） はい。でも、平成32年10月から一体化して施設を発足させるでしょう。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） はい。

○委員（藤川寧子君） その時点で定員は何名になりますか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

定員は50名で変わりございません。ただ、建物が特別養護老人ホームのほうが入所が90名ということと、あとショート、お泊まりということで10名ということで100名の建物が建つということでございまして、定員が変わるものではございません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

これより議案第104号の採決をいたします。

議案第104号「筑西市養護老人ホーム条例の廃止について」、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第109号「財産の処分について」審査願います。

続けて、高齢福祉課長、赤城課長、よろしく説明をお願いします。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第109号「財産の処分について」ご説明いたします。筑西市立ことぶき荘老人ホーム民営化に係る優先交渉権者が決定したことに伴い、移譲先である社会福祉法人向日葵福祉会に土地を有償譲渡するものです。

譲渡価格は、不動産鑑定評価による評価額2,740万円を最低価格として公募を行い、買い受け希望価格として法人より提示された3,100万円を譲渡価格といたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第109号の採決をいたします。

議案第109号「財産の処分について」、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで執行部の入れかえをしたいと思います。保健福祉部から市民病院事務部の入れかえをお願いいたします。

〔保健福祉部退室。市民病院入室〕

○委員長（大嶋 茂君） では、市民病院の所管の審査に入ります。

初めに、議案第90号「平成30年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」について審査願います。

それでは、病院総務課、上村病院総務課長、お願いします。

○病院総務課長（上村好夫君） よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○病院総務課長（上村好夫君） 市民病院の総務課長の上村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第90号「平成30年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。まず、第2条でございます。第2条では、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。茨城県西部医療機構の職員を開院前に先行採用するための人件費1,994万円の増額補正をお願いするものでございます。そのための財源といたしまして、一般会計からの補助をあわせてお願いするものでございます。

続きまして、第3条では当初予算第9条で定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、給与費の額6億3,577万5,000円を6億5,571万5,000円に改めるものでございます。

第4条では、当初予算第10条に定めました一般会計からの補助を受ける金額を改めるものでございます。

病院事業運営のため一般会計から病院事業会計へ補助を受けることができる9つの項目のうち、運営費補助金として給与、手当、法定福利費の増額分について増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、6ページ、7ページの補正予算実施計画説明書でご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。初めに、7ページの節1給料1,160万7,000円の増額は、法人設立前に先行採用いたします職員17名の増額でございます。

次に、節2手当539万9,000円は、先行採用する職員の扶養手当を初めとする各種職員手当でございます。詳細につきましては、4ページの給与費明細書の下段の手当の内訳を補正前、補正後の比較の表に記載してございます。

次に、戻りまして、第5節法定福利費でございます。293万4,000円は、茨城県市町村職員共済組合への負担金でございます。

以上が市民病院に係る病院事業会計補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 先行して採用しておくということで、早くなれるためだということはわかりますが、具体的にどういうことをするのか、そういうことなのです。要するに研修だとか、あと現場でのことだと思うのですが、もうちょっと今までよりも詳しく、特に接遇の部分についても詳しく教えてもらいたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） 茨城県西部メディカルセンターのほうで8月15日に一応引き渡しになります。7月採用の職員と8月採用の職員で分かりますけれども、7月採用の職員についてはまず視能訓練士を予定してまして、こちらにつきましては今まで不足しておりましたので、両病院で研修を行いまして、新しい茨城県西部メディカルセンター開院のときに支障を来さないように研修等を行っていきたくと思います。あわせまして、看護師等も同じでございますけれども、引き渡し後につきましては新しい病院で位置の確認とか、それぞれの場所の動線の確認と、そういったものも含めまして、研修等を行っていきたくと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 特に接遇のところ。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） 接遇につきましては、常時病院内で行っておりますので、改めまして行うという予定はございませんが、今までどおり接遇についてはとても重要なことだと思いますので、引き続き接遇には注意をして研修等をしていきたくと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 新しい病院の評判という点では、接遇、最初に看護師さんとか、いろいろ受付だ

とかいうところの対応で気持ちよくみんながかかれれば評判も上がるということだというふうに思うのですが、そうすると最初の印象ということで接遇を聞いたのですけれども、今までどおりという話でしたけれども、接遇といってもいろいろあると思うのですが、講師を呼ぶとか、どこかへ行ってよく教わってくるとかということではないのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） まず、患者さんが一番初めに来ますのは会計の医事課の受付の窓口でございますので、患者さんが一番最初に初対面で会うとき、そこです。そこからまず接遇のほうが大それたと思いますので、窓口で患者さんの受け付けをして、それから各診療科のほうへ振り分けるような形になりますので、まずは医事課の窓口から始まりまして、診療、そして会計というふうな流れになってきますので、それらをこれから引き渡し後に患者さんの動線に沿っていろいろなシミュレーションを行っていきまして、あわせて同時に接遇等も一緒にやっていきたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 接遇について、病院によって接遇の評判といたしますか、そういうのは違うのです。何で違うのかなと思うのですけれども、やっぱり接遇に特別の理念というものが、理念はやっぱり院長だとか、理事長だとかといったところの理念がどこまで浸透するのかということではないのかなと私は素人なりに思うのですが、そうすると今度の茨城県西部メディカルセンターの場合、その辺の院長、理事長だとか、そういった浸透のさせ方というのはどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 市村部長。

○市民病院事務部長（市村雅信君） それでは、接遇の取り組みといった観点から私のほうからご答弁させていただきます。

委員ご指摘のように、接遇というのは病院の医療の質とあわせて患者さんに対する対応というのは病院の評判に大きくかかわってくるというふうなことで強く認識しておりまして、筑西市民病院のほうもそこらには強く取り組んできたところでございます。茨城県西部メディカルセンターのほうに向けても当然これは継続していくという方針でおりますが、茨城県西部メディカルセンターの病院理念の中にも患者様の立場に立ったというふうなことがありますので、この病院理念を2病院の職員に再度周知徹底させるということが肝要かと思っております。さらに、接遇は力を入れれば入れるほど効果がありますし、ちょっと手を抜くとすぐ落ちるとというのが私どもの経験でございますので、繰り返し繰り返し接遇には特に力を入れていきたい。その手段としましては、院内の目標云々というふうなこともあります。必要に応じては茨城県西部メディカルセンターの理念を周知徹底する意味でも外部講師を招聘して研修会というのも行っていかなければいけないかなというところでございます。

もう1つ、やはり接遇の中で一番肝要なのは医師かと思っております。医師は、非常に個性が強い医師もおりまして、患者さんに横柄な態度をとる医師も中にはおります。この医師の患者さんに対する接遇をいかに向上させていくかが接遇の評判に直接かかわってくるということで、その点からも理事長、院長候補と今話し合っておりまして、医師の接遇の面からも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 手短にちょっとお伺いします。

この補正予算額、人件費に充てるのだということで何ら異論ございません。ただ、苦言じみたことをちょっと申し上げますが、私たまに感じるのですが、ちなみにこの応募、募集、決定というプロセスがあったと思うのですが、これはいつごろ募集して、いつごろ決定したのでしょうか、この事業。それをちょっとお教え願います。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

募集につきましては、5月中旬に募集を行いまして、6月3日に採用試験を行いました。次の日に選考会議を行いまして、1週間程度で選考結果を通知いたしました。それで、7月採用の方と8月採用の方に分かれて採用することになります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私不足している人員をカバーするという意味では、その選考という、こういう募集は別に結構なことだと思います。ただ、いつもたまに思うのですが、5月中旬ということは5月中旬に大体このぐらいの人数が不足しているということを把握しておれば、私が言いたいのは予算があって、それから応募だと思うのです。何かしら例えば応募が5月にあって、6月3日に決定していたものが今回補正で上がってきて、その人件費なのですと。なかなか反対する人はいないと私は想像しますが、当然人件費ですから。ただ、順番といいますか、ちょっと議会をないがしろとまでは言いませんが、5月中に不足しているのがわかれば6月の議会にだってこれは例えば補正で上がらなかったのかどうか、その募集を決定する前に。今回例えばもうきっちり人数が決まってしまうたら、これ例えば、否決ということはありませんが、否決といたらその人宙ぶらりんになってしまいます、極端な話。考え方としては。どうなのでしょう。その辺の考え方がでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

茨城県西部メディカルセンターの採用経過につきましては、ことしの2月に全職員に対しまして継続勤務の意向調査を行いました。その結果を受けまして、不足する人数が17名ということが出ましたので、当初予算ではちょっと対応ができなかった状況でしたので、最初の議会であります6月議会におきまして補正予算をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） タイムスケジュールがそういう形であったというのは理解できます。ただ、補正の金額が出てきて決まっている人件費の充てなのだとということであると、何となく誰が見てもこれ反対しづらいというか、反対する人はいないと想像しますが、私はこの順番が、たまにこういう議案出るので

が、予算があって、予算を確保してその17名分を例えば6月減額補正するというなら意味わかるのですが、
れども、どうもこの辺が何となくもう人が決まっています、これから予算ですということに対しての
ちょっと疑問を感じたので、この質問しました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第90号の採決をいたします。

議案第90号「平成30年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第107号「筑西市病院事業の設置等に関する条例等の廃止について」審査願います。

続けて、上村病院総務課長、説明をお願いします。

○病院総務課長（上村好夫君） それでは、議案第107号「筑西市病院事業の設置等に関する条例等の廃止について」ご説明申し上げます。

今回の条例廃止につきましては、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴いまして、筑西市病院事業及び筑西市民病院関連の4条例を廃止するものでございます。

初めに、第1条といたしまして、筑西市病院事業の設置に関する条例、こちらは病院事業の設置目的、経営の基本となる運営方針、診療科目、病床数を定める条例を廃止するものでございます。

続きまして、第2条、筑西市民病院条例は病院の組織及び管理運営に関しまして必要な業務内容、診療時間、診療の範囲などの事項を定めた条例を廃止するものでございます。

続きまして、第3条、筑西市民病院医療技術者養成奨学資金貸与条例は、筑西市民病院での医療業務に将来従事しようとする者の養成に資するため、奨学資金の貸与について定めた条例を廃止するものでございます。

第4条、筑西市民病院の診療料等に関する条例、こちらは筑西市民病院における診療費を徴収するため、徴収する期間及び病室の使用料並びに各種診断書の発行手数料に関しまして、必要事項を定めた条例を廃止するものでございます。

続きまして、附則でございます。2ページをごらんいただきたいと思います。第1項は、病院の施行日を平成30年10月1日からとするものでございます。

第2項としまして、筑西市病院事業の設置に関する条例の廃止に伴う経過措置でございます。設置等に関する条例第4条の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除及び第6条に規定いたします病院事業の業務状況を説明する書類の作成について経過措置といたしまして、従前のとおり適用することを定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 1点伺いたいと思うのですが、筑西市民病院という名前は廃止するけれども、診

療所という形で残りますけれども、企業債なんかはみんな継続してやっていくのですか、負債の部分は。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

病院の起債につきましては、平成32年度まで1件だけ残っておりまして、こちらにつきましては最終的には一般会計のほうで償還するような形になります。

○委員（藤川寧子君） 一般会計で。

○病院総務課長（上村好夫君） はい。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第107号の採決をいたします。

議案第107号「筑西市病院事業の設置等に関する条例等の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで執行部の市民病院事務部から教育委員会への入れかえをお願いします。

皆さん、委員さんにちょっとお諮りしたいのですが、続けようという話もあるのですが、いかがでしょうか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） （続）では、お昼からにしましょう。暫時休憩します。

〔市民病院事務部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午後 0 時 9 分

再 開 午後 1 時

○委員長（大嶋 茂君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第86号「工事請負契約の締結について」審査願います。

それでは、施設整備課から説明をお願いします。

海老澤施設整備課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 施設整備課、海老澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第86号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。これは、平成30年5月15日に条件つき一般競争入札、電子入札に付した筑西市立明野中学校プール整備工事について契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、筑西市立明野中学校プール整備工事。2、契約金額3億6,504万円。3、契約の相手

方、田中・マルイ特定建設工事共同企業体、代表構成員、筑西市藤ヶ谷2075番地、株式会社田中工務店、代表取締役、田中邦明。構成員、筑西市内淀42番地、株式会社マルイ興業、代表取締役、市村次男であります。

明野中学校プールは、プール本体の損傷、漏水等により平成20年度にプール施設の利用を休止し、平成25年度にプール施設を解体したため、現在は学校敷地内にプールが確保されていない状態でございます。中学校学習指導要領において水泳の実技指導は全ての生徒に履修させることとなっており、義務教育施設として必要であるプールの整備を行い、中学校の均衡ある教育環境の充実に図り、児童生徒の安全と快適な教育環境を確保するものでございます。また、明野中学校プールは近隣小学校等との共同利用を想定した整備を行います。なお、この事業は合併特例債事業として本年度工事を実施するものでございます。

次に、参考資料1ページをお開き願います。明野中学校プール整備工事の概要についての説明でございます。工期につきましては、契約の効力が発生する日の翌日から平成31年2月28日まで、約8カ月間でございます。なお、工事の請負契約につきましては5月15日に入札を行いまして、5月17日に仮契約を締結しているところでございます。対象建物につきましては、プール棟、鉄骨づくり659.2平米、管理棟につきましては鉄筋コンクリートづくり1階建て192平米、延べ床面積851.2平米、最高高さ6.91メートルでございます。工事内容といたしまして、プール棟は25メートルプール、6コース、プールサイドは木製プラスチック再生複合材を使用いたします。プールの床は全面昇降式で、水深は110センチからゼロセンチまで設定でき、シーズン以外はホールとして使用できるものでございます。管理棟につきましては、男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、こちらは洋式になっております。管理室、機械室、こちらにはろ過器を整備いたします。倉庫を設置いたします。屋根仕上げにつきましては、プール棟の周辺部はガルバニウム鋼板ぶき、中央部はポリカーボネート折板ぶきで、室内の暑さ対策といたしまして、屋根が可動式となっております。管理棟の内壁の仕上げでございますが、コンクリートウレタン塗膜防水仕上げ、外壁につきましてはコンクリートクリアカラー塗装仕上げでございます。

続きまして、図面でございますが、2ページをごらんください。2ページ、こちらが配置図になっております。プールの建築場所につきましては、体育館の西側となっております。

続きまして、3ページをごらんください。3ページ、こちらが屋根の伏図でございます。中央部分が、こちらが可動式となっております。

続きまして、4ページから5ページ、こちらが立面図、6ページから7ページ、こちらが平面図でございます。

最後に、このプールの整備工事は分離発注となっており、建築工事につきましてはこの議会で承認をいただき、6月末に電気設備工事、機械設備工事について入札、契約を締結する予定でございます。工事につきましては、7月上旬より準備に入り、夏休みは植栽の伐採、基礎ぐい工事等の音の出る工事から着手いたします。工事中は、生徒、保護者、教員など学校関係者の安全を第一に考え、工期内の完成を目指します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 画期的なプールをつくるということで、一体どういうところからそういうアイデアというのですか、計画が出てきたのかなというのが率直に言って聞きたいところです。

それから、屋根の可動式があるのですが、図面の見方がよくわからないので、3ページを見る限りでは一部が可動式のようなので、大きいのは大きいですが、明かり取りという意味なのか、屋根部の真ん中に可動式があればどこも明るくなるのかなとは思いますが、ちょっとその辺のことが、構造的なことです。その説明をお願いしたいと思います。

もう一点、プールの床が可動式ということで、これの仕掛けといいますか、非常にほかには聞いたことがないような装置なので、この辺どういうわけかこういうのをつくって、構造的な説明もよろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長、よろしくお願いします。

○施設整備課長（海老澤敦司君） ご説明申し上げます。

初めに、床の昇降式でございます。こちらは、明野中学校には平成25年からプールがない状態で、あとは近隣の小学校5校あるのですが、そちらの小学校のプールに関しても大分老朽化が進んでおります。明野地区に関しましては、義務教育学校のモデル校となっておりまして、近い将来義務教育学校の設置ということも検討しておりますので、中学校から小学生まで使えるようなプールということで計画をいたしました。

続きまして、屋根の部分の開閉式なのですけれども、3ページの屋根の図面でございますけれども、一番右側、こちらが管理棟になります。ほとんど中央部の四角が2つあるところが開閉部分になるのですが、これが5メートル、8メートルの大きさになります。明かり取りも含めまして、夏の暑さ対策、熱気を逃がすためにこういう仕掛けになっております。この可動については、管理室のほうから電動で行うような形になっております。

続きまして、床でございます。床の昇降式の部分でございますけれども、こちらは1分間に約18センチ、25メートルプール、今回1.1メートルからゼロセンチまで上げるのに約6分電動式で上がるような形になっております。冬場につきましては、下に突っかい棒というか、支えを設置いたしまして、ホールというような形で使用できるような設計になっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） もう1つ、どうしてこういう計画になったのかという質疑もあった。

○施設整備課長（海老澤敦司君） こちら計画につきましては、最初に申し上げいたしましたように、近隣の小学校、こちらどこのプールにつきましても大分老朽化が進んでおりまして、先々同じ明野中学校のプールを利用できればということで、各校プールを整備いたしますと莫大なお金がかかりますので、義務教育学校の計画もございますので、このようなプールという形で設計をいたしました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 集約するという意味だと思うので、そこに思い切ってお金をかけるというようなふうに見えますが、ただほかにはないものですから、こういうちゃんと囲って、屋根ついてという構造に

するというのは、例えば文部科学省でモデルとして何かあるとか、推奨しているとか、あとどこかに例があるとか、そういうところなのかなという気がするのですが、どうでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 新しい学校ですと、今回明野で計画したような全面を覆うような形のプールが多いと思います。文部科学省としても屋根つきの、上屋つきのプールということで推奨されているようなところがあると思うのですが、今回は利用期間の延長ということも考えまして、周りを囲みまして、5月中旬から10月ぐらいまで利用できれば、万が一近隣の小学校のプールが使えないときでもうまく期間の延長ということで使えるのかなと思ひまして、利用期間の延長ということで設計いたしました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 囲っていることによるメリットは随分あると思います。文部科学省でも推奨しているということであれば、囲い屋根についても特例債とか、その対象として認めてもらえるということなのですね。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 文部科学省の交付金としては、プールの交付金の対象になるにはちょっと条件がいろいろ厳しいことがございまして、文部科学省としては上屋だけ、プールに上屋をつけた状態で、なおかつ一般の開放ということも条件に入ってまいりますので、この辺がちょっと厳しいということ、なかなか明野地区のプールをつくるに当たっては一般開放が難しいということでしたので、学校利用だけを考えて設計をいたしました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、対象事業、交付債というか、事業債の。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 合併特例債のほうの対象にはなっております。合併特例債事業で設置いたします。

○委員（三浦 譲君） 全部対象になると。

○施設整備課長（海老澤敦司君） はい。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

私のほうからちょっと連絡があるのですが、分離発注方式であるということを今初めて聞いた委員さんが多いと思うのです。あとは、総額で幾らになるのか、今後の教育委員会のほうでちょっとお話し願えればと思うのですが、分離発注というのは多分初めてだよね。本議会でも説明なかったと思うのですが、あと総額で幾らになるのか、その説明していただきたいと思ひますけれども、海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 建築工事でただいま申し上げたように3億6,504万円、この後電気設備工事ですが、まだ設計額のほうしか、契約のほうはこれからですので、設計額のほうで申し上げますと1,599万4,000円、機械設備工事でございますが、設計額で4,230万3,000円でございます。トータル4億

2,333万7,000円の予定でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） この内容、先ほど詳しい説明を聞いたので、非常に立派ないい建物だと思います。地元の業者さんがしっかりつくってくれると思うのですが、ちょっと私の聞きたかったのは、私わからないので、教えていただきたいのですが、この条件つき一般競争入札というのはどういったものなのかということと、あとこの議案書、議案第86号なのですが、表示の仕方なのですけれども、よく私見ている限りでは、指名競争入札の場合はこうやって契約金額がばんと出て、契約の相手方が出て、後ろにこういうふうに概要が出ると思うのですけれども、一般競争入札の場合は例えば予定価格とか落札金額とか落札率、また見積もり業者ですか、そういったものが出ているような気がするのですけれども、それと何か違う点があれば教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。私の認識が間違っていればそれで結構なのですが、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 私のほうからお答えします。

入札案件、工事請負契約の締結、ここの条例、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例が根拠になりまして、そのまた上は地方自治法があるのですけれども、こういった工事請負契約の場合には1億5,000万円以上という規定がございます。そういう根拠で出すに当たって議決する項目というのは、ここにあります契約の目的、それから契約金額、契約の相手方、この3項目と地方自治法の改正上決まっております。あと、その後ろの参考資料としていろいろ図面であったり、あと工事概要があるのですけれども、この出し方が統一されていませんで、今般の資産の取得、中核病院関係の部分で、そのときにはもっと予定価格、あと落札率を書いてございました。済みません。そのときには出すまで私も気がつきませんで、こういった不統一部分があります。ただ、原則としまして、議決項目はこの3項目、あと参考資料の出し方で統一性がなかったということが今回の反省点でございますので、これは執行部のほうの。そういうことでご理解いただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、1点。これ一般競争入札、何社がジョイントを組んで出されたのですか。その金額を教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

当日申し込み業者でございますが、6社ございました。6社ございまして、1社が辞退という形で、業者名もお答え申し上げますか。

○委員長（大嶋 茂君） いや、業者名……

○施設整備課長（海老澤敦司君） よろしいですか。5社によりまして、田中・マルイ特定建設工事共同企業体ということで決定いたしました。落札率でございますけれども、97%でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 各業者ごとではなくても構わないけれども、幾らと幾ら、幾らで出てきたか5社の教えて、業者名は構わないですから。もし言えないのなら5社の金額。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 田中・マルイ特定建設工事共同企業体、入札金額でございますが、3億3,800万円、大内・川田特定建設工事共同企業体3億4,350万円、小薬・堀江特定建設工事共同企業体3億4,450万円、柴・飯田特定建設工事共同企業体3億4,570万円、常陸・萩原特定建設工事共同企業体3億4,661万4,000円でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、私のほうからちょっとお願いがあるのですが、今質問に出たとおり、新中核病院については入札の何社とか、そういうの全部載っていましたよね。

（「載っていました。はい、そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） （続）これからは、そういった形でないとちょっと委員さんもわかりにくいと思いますので、ああいった形で出してもらうことはできないでしょうか。

○教育部長（小野塚直樹君） 今回の議案の提出の仕方を踏まえて総務課とも協議しまして、そのように、そのようにというのは落札率であるとか、そういったものも出すような方向で前向きにさせていただきます。この場で、総務ともまだ打ち合わせできていませんので、お答えできませんが、そのような形で進めたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 情報公開の時代ですから、そうすれば委員さんもわかると思います。

○委員（真次洋行君） あとこれ出すときに別途というのだったら、別途の項目だけ書いておいてもらいたいのだ。これ別途と言ったでしょう、電気設備、機械工事。でないとトータルが幾らだかわからない。トータル金額は、出なければ出ないでいいけれども、ただ別途でこれだけはありますよと書かないと、この工事に幾らかかったか議員全部わからないよ、本議会で今度質問を受けたときに。

○委員長（大嶋 茂君） そういったことで要望しておきます。よく総務のほうと相談して検討してみてください。

次に、議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査願います。

それでは、学務課から説明をお願いします。

飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山です。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第87号のうち、学務課所管の筑西市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

申しわけございません。12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。上から2段目ですか、款18項1寄附金、目10節1教育費寄附金に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、本年4月に関東道路株式会社様から100万円の指定寄附をいただいたことから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。ページ上段になります。款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、節18備品購入費に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほど歳入で申し上げました教育費寄附金によりまして、小学校に複写機の購入をしようとするものでございます。

説明については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 関東道路株式会社さんは、たしか毎年100万円ずつ寄附されているかと思うのですが、相当長い期間やっているのかどうかということと、あと使途目的は、ご意向はどのようなかということと、あと前は図書費なんかにも使っていたような気がするのですが、今回はコピー機ということで、その辺のところお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 三浦委員さんのご質問にお答えします。

関東道路株式会社さんにおかれましては、委員さんおっしゃるように、毎年100万円を指定寄附という形になっているのですが、教育委員会のほう、教育費に使ってくれという指定寄附ですと昨年と、あと平成27年の近年ですと3回になります。それまでは福祉とか、あとは財政の、そちらの指定寄附という形になっております。ちなみに、昨年は市内各中学校7校に電子モニターを購入いたしました。その前、平成27年でございますが、そのときは初めて100万円指定寄附をいただいたものですから、各小中学校にご意向、こういったものが欲しいかという要望をお聞きしまして、いわゆるデジタルスポーツカウンターというのですか、タイムとか点数とかが出るような機器とか、あとは電光掲示板、あと音楽用教材などを購入しました。これにつきましては、いずれも寄附をいただいたその日もしくは次の日に関東道路株式会社の社長様とお会いしまして、教育委員会ではこういったものを要するに買いたいのだが、どうかということで意向を調査しておりますし、昨年については逆に関東道路株式会社さんのほうからそういったものが、今ICTが盛んなので、買ったらかどうかというようなご提案をいただいたということで、今後も毎年いただけると非常に助かるのですが、関東道路株式会社さんのご意向を伺いながら使途目的については決めていきたいというふうに考えております。

あともう一点、学校の図書費なのですが、これにつきましては昨年市内の陶芸クラブさんから陶芸の売り上げ代としてたしか2万数千円いただいたところなのです。それも陶芸クラブさんの意向で子供たちに

何か本でも買ってあげてくれということで使ったもので、関東道路株式会社さんとは別なのですが、別に寄附いただいたものを図書費として購入してございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、古幡文化課長。

○文化課長（古幡成志君） 文化課、古幡でございます。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○文化課長（古幡成志君） それでは、議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、文化課の補正予算についてご説明を申し上げます。

16、17ページをお開き願います。款10教育費、款5社会教育費、目2地域文化振興費、節13委託料の板谷波山記念館企画展開催事業につきましては、企画展開催委託料421万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。板谷波山の故郷である筑西市に昨年度茨城県内随一の波山コレクターとして知られた土浦市の故神林正雄様、節子ご夫妻のすばらしいコレクションが寄贈になりました。ご夫妻が40年にわたり収集された陶芸作品32点を含む合計44点もの貴重な作品群が、生前ご両親が語っておられたこのコレクションをいつか波山先生の故郷にお戻ししたいという思いを酌まれ、ご夫妻の長女である渡辺政代様のご英断によって全て筑西市に寄附されたものでございます。これにより筑西市が所有する波山作品は陶芸だけで60点を超え、全国でも指折りの波山コレクションとして充実するに至っております。この神林コレクションを一人でも多くの市民にごらんいただき、寄附してくださった渡辺さんや故神林ご夫妻の深い感謝の意を表するとともに、平成30年度秋の波山記念館企画展として「ふるさと筑西への贈り物、板谷波山、神林コレクション初公開展」を開催する経費として委託料を増額補正するお願いでございます。

先日附属の資料といたしまして、積算の資料のほうをお送りしております板谷波山記念館企画展開催事業という1枚の用紙でございます。積算の基礎でございます。補正額は421万3,000円でございます。開催期日につきましては、平成30年10月6日から平成30年11月4日までの実質26日間の開催を予定しております。委託料の内容でございますけれども、ポスター、パンフレットのデザインに17万2,000円、印刷等に29万7,500円、写真撮影等が15万2,000円、運搬展示作業として33万9,900円、夜間常駐警備、休館日昼間警備として245万4,000円、企画展イベントとして15万円、事務通信費として15万円、消費税29万7,232円、作品保険料20万円、合計421万2,632円の計上でございます。委託先につきましては、一般財団法人波山先生記念会のほうに委託する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 資料ありがとうございました。よくわかります。それで、突出している部分は警備なのです。30日弱で245万円ということで、やっぱりこれだけ警備には金が、人件費ですから、金がかかるということなのではないでしょうか。開催場所で警備のほう安くなるとか、そういった検討もされたのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 古幡課長。

○文化課長（古幡成志君） お答えいたします。

警備につきましては、夜間に警備員2名を常駐で配置いたします。閉館が18時でございますので、明けの10時までが閉館の時間になっておりますので、夜間2交代で2名ずつの常駐の警備員というのを警備としたいと思います。そのために予算のほうがかかりかかっていることはやむを得ないことだと思っております。

また、場所につきましては美術館等の開催も検討したわけではございます。しもだて美術館であれば警備等の問題というものはないということもございますけれども、財団法人のほうの強い意向もございまして、また美術館等の日程の調整がなかなかうまく予算の時期と合いませんでしたので、また結局予算もいろいろ考慮いたしまして、板谷波山記念館のほうで警備のほうをちょっと手厚くして開催するというところで今のところ予定しております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、高島生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 生涯学習センターの高島です。よろしくお願いします。座って失礼します。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、説明欄、雇用保険掛金受入金2万1,000円のうち、生涯学習センター分7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、嘱託職員の雇用によります個人負担分、雇用保険掛金受入金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。16ページ、17ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目4生涯学習センター費、説明欄、生涯学習センター管理運営事業でございます。内容につきましては、正規職員の1名減によります嘱託職員1名の雇用をお願いするものでございます。生涯学習センターの管理運営事業をスムーズに行うため、嘱託職員の報酬、社会保険料、通勤手当として211万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、スポーツ振興課の補正予算についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。下段をごらん願います。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、説明欄の体育館等施設改修事業に975万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館総合体育館のトレーニング室の空調設備の冷暖房機の圧縮機が経年劣化により故障してしまい、使用不能となり、使用部品の調達もできないことから、老朽化した施設を改修するための経費として委託料に工事設計委託50万円、使用料及び賃借料に機械借り上げ料75万円、工事請負費に空調機器更新工事費850万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の運動場等管理運営経費に500万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、生涯を通じてスポーツ、レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進し、またあらゆる市民のニーズに対応した施設を整備することにより、地域経済の活性化や交流人口の増加にも効果のある多目的運動場が筑西市にとってどのような施設を整備したらよいか、さらに公民連携の一つの手法であるPFIの可否を含め、調査を委託するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これは、議案質疑のほうで詳しい説明はお聞きしたのですが、ちょっと追加でお聞きしたいことがありまして、これは市内の23施設全てが対象になるのかということと、あと専門的な知識ということでたしかお話があったと思うのですが、専門的な機関としてはどこに委託するのかと、まずそこをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

委託の方法ですが、コンサル業務等の業者を公募型プロポーザルで選定するとか、指名でやるとか、そういうものを今後検討していきたいと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 対象地域はどちらになるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 補足いたします。

先ほど委員23施設と言われたのは、運動施設を全部指して23施設ということ指されたと思うのですが、全部といったら全部ですし、また県西総合公園というのもございますし、多目的運動場として何が一番いいのか、それによって例えばスポーツのサッカーになればどこどこだとか、陸上競技場的なものがよければどこどこということですので、一概に23施設というくくりは考えてございません。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これP F Iという話が出たのですけれども、これは運動施設以外にも、例えば違ったものにも当然使える制度だと思うのですが、本市でそのP F Iを利用した何か事業というのは今まであったのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 私のほうからP F Iについて説明します。

県内では、P F Iということはまだ実績としては、検討中というのは多々聞いておりますけれども、実績としてはございません。また、P F Iというものは指定管理と違いまして、資本調達から民間資金が入るという仕組みでありまして、投資対効果、市場性を重視する手法でございます。その場合には三セクとは違いまして、特定目的会社というのを設立する。その前段として、投資対効果というものを重々市場性を交えて検証するのが簡単に言えばP F Iというやり方なのですけれども、このやり方についてもまだ筑西市ではそれを全て理解といいますか、勉強し尽くしておりませんので、その手法についても検討しながら、手法の一つとして検討の対象としていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。この間ご説明いただいたときにゼロベースでという話は聞いていたので、もちろんそうだと思うのですが、これを初めて県内でも導入するということに当たって大きな理由というか、何かあるのではないかと1つ思ったのです。どういうふうにしたいものが何か1つ、目標みたいなものですが、あつてのこの動きなのかなと思ったので、もしあればそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） これから施設を建てる場合の当然の話としまして、整備費、それから今までは維持管理費、光熱水費、人件費ということで建てて今公共施設の課題がございます。また、これから建てるものについては今まで俗に言う、先ほど言った光熱水費はランニングコストといいますけれども、今はライフサイクルコストといいまして、建物を建ててから壊れるまで修繕、それから収益があるのであればどれだけの収益があるのか、議案質疑のときにも説明しましたけれども、利用する側で、球技、スポーツをする側で料金が発生する。あと、観戦、見る方でも市場性が発生する。そういう中でにぎわいを創出する、そういう意味で多目的運動場でございます。そういう中で検討していきますので、地元の企業もでございます。その地元の企業で、こうやってしまうと答えが見えてくるという部分もあるのですけれども、そういった地元企業でスポンサーになっている、あと球技大会をやっているという会社がございます。そういったところから市場性があれば整備する資金調達が可能なのか、そういったものがP F Iでございますので、その可能性を追求していくというものでございます。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。よく理解できました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そもそもなのですが、名前が多目的運動場ということでの調査委託料ということ

なのですが、これは運動場だとか、あと屋内型の運動場、屋外、屋内とあるわけですよね。何か大きなものをつくるという前提での話なのか、それともさっき部長が言われましたけれども、機能別みたいな施設を機能別にやって1つで全部というのではないという方法もという話だったのですが、そうするといろいろな運動場をそれぞれどう活用するかという意味にもとれるので、そもそもこの検討は何を目的にしているのか、どこからこの話が出てきているのかということをお聞きします。

○委員長（大嶋 茂君） 大きい話は部長のほうで。

○教育部長（小野塚直樹君） 私のほうからご説明します。

スポーツの振興という観点と、あと市場性を含めてにぎわいづくりということで両面からあると。それで、あえて多目的運動場ということで種目を規定していません。そういった意味でゼロベース。率直に言われれば、集客力のある施設を考えた場合に近隣で野球場であればJ：COMスタジアム土浦、あと宇都宮清原球場、そういった筑西市だけでなく、近隣でどれだけプロ野球球団が来るのか来ないのか、2軍なのか、そういったことでの野球場もあります。あと、サッカー場もあります。ただ、陸上競技場だとうなのかと。そういった中であえて答えはまだゼロベースでどういったものがあるのか。野球場に限らず、コンサートもできるものがあるのか。そうすると、例ですとJ：COMスタジアム土浦、それから宇都宮清原球場がどれだけの整備費がかかって、あと収益がどれだけ上がっているのか、それに対して市の負担はどれだけのものか、そういうことも検証しながらということで、まだこれから手法についても研究しつつやっていく段階でございます。そういったことをご理解いただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私の受け取ったイメージとしては、集客力のあるそれなりに大きな施設というのが最終的な結論なのかなというふうに思うのですが、今回500万円を調査委託料ということで、この500万円で答えが出るのだろうかという疑問があるのですが、これはあと来年度とか再来年度とか、年次計画的に形が出るまでやっていくものなのかということをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） お答えします。

例えば今度の調査費で具体的に次のステップとすれば基本構想、基本計画とか、そういったことに進むのかというご質問かと思います。その手法としてPFIを本格的に導入して投資対効果を数値で出すまでにはまた数年かかります、PFIでもしやる場合には。そして、そのPFIとして整備費が集まるのか集まらないのか。集まって民間会社が3割出して、役所が7割出して、それでその後収支が合わなかった場合のリスク分担はどうするのかということでPFIの事業主体が決まってきます。そういったことを考えると、まだPFIとして成り立つかどうかというのがわからないので、話戻りまして、年次的な計画というのはまだお示しできない状況でございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

廣瀬課長、ご苦労さまでした。

次に、横田国体推進課長。

○国体推進課長（横田 実君） 国体推進課の横田と申します。よろしくお願いいたします。着座にてご説明申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○国体推進課長（横田 実君） 議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、国体推進課所管分についてご説明を申し上げます。

申しわけございません。議案書6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正の追加でございます。第74回国民体育大会筑西市実行委員会負担金、期間、平成31年度、限度額7,333万7,000円を限度額として追加するものでございます。その理由でございますが、委員皆様ご承知のとおり、平成31年9月に下館総合体育館におきまして第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体を開催いたします。さまざまな準備作業を進めてまいりますが、平成31年度4月の当初から開催運営にかかわる会場設営事業者を公募型のプロポーザル方式で選定する必要があるため、実行委員会負担金として債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入でございます。下ほどでございますが、款21諸収入、項6目6節2雑入、雇用保険掛金受入金2万1,000円のうち、国体推進課分7,000円の増額補正をお願いするものでございます。嘱託職員の増員によります雇用保険の掛金の受け入れによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、茨城国体開催準備事業211万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。嘱託職員を今年度より1名増員したことに伴います報酬、保険料、通勤手当によるものでございます。

以上、国体推進課所管分についてご説明を申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） よろしくお願います。1点だけ。債務負担行為補正で7,333万7,000円限度額ということで追加になってございますけれども、負担金で出て、当然これ発注者はこの実行委員会になるわけですね。

○委員長（大嶋 茂君） 横田課長。

○国体推進課長（横田 実君） 森委員さんにお答えします。

発注者でございますが、先ほど実行委員会というふうに委員のほうで申し上げたとおり、実行委員がプロポーザル方式をとりまして、設営事業者を決定したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 7,300万円の中身の話なのですが、説明で会場設営というお話でした。さらに、その中身をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 横田課長。

○国体推進課長（横田 実君） 内訳ということでお答え申し上げたいと思います。

普通の標準経費といたしまして、剣道の対戦掲示板や識別用品、看板等などに、概算でございますが、約1,170万円、剣道競技の特別経費といたしまして、仮設スタンド、仮設プレハブ、仮設テント、仮設のトイレ等など約4,300万円を見込んでおります。また、おもてなし事業としまして、広場の設営費など約1,160万円、その他記録事業など約70万円の内訳と考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。いいです。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

以上で議案第87号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第108号「筑西市立図書館条例の一部改正について」審査願います。

それでは、生涯学習課から説明を願います。

石塚生涯学習課長。

○生涯学習課長（石塚弘美君） 生涯学習課の石塚です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○生涯学習課長（石塚弘美君） 議案第108号「筑西市立図書館条例の一部改正について」ご説明いたします。

筑西市図書館条例の主な改正点として2点ございます。1点目は、利用時間の改正でございます。1ページの中段になりますが、第7条の表中「午前10時から午後6時まで」を「午前9時から午後7時まで」に改めるものでございます。中央図書館、明野図書館の利用時間は、現在指定管理者が管理運営を始めた平成26年4月から利用時間を延長し、午前9時から午後7時までとして運営しておりますが、今回の条例改正はこの実際に運用している利用時間を正規なものとして条例に規定するものであります。

2点目は、館内施設の利用料金の設定でございます。1ページ下段から2ページになりますが、第11条の2から第11条の4として利用料金、利用料金の減免、利用料金の返還の3条文を加え、次に2ページ下

段から3ページになりますが、別表に館内施設、附属設備器具の利用料金を定めました。利用料金の設定については、他の類似施設の利用料金を参考として用途や面積を比較し、設定したものでございます。そのほか定義規定や用字句の整理をしております。この料金の設定は、現在筑西市では公共施設の適正配置や適正管理を進める中、図書館におきましては施設の有効活用を目指すものでございます。現在施設を利用している図書館活動団体だけでなく、市民活動団体や福祉団体のほか、利用料金を設定することによりまして一般企業の研修会等への利用も可能とし、より集客力のあるにぎわいのある施設を目指すものでございます。

なお、この改正条例の施行は指定管理者の更新時期に合わせ、平成31年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 3点とりあえずは聞きますけれども、どうして有料という話になったのかというところで一般の人、今まで規約では図書館関係、ボランティアだとか、図書館の資料を使って活動している読書会だとか、そういう団体だけだったのですね、利用は。それ関係ない人にも貸すという話なのですけれども、一般企業に貸しているのはアルテリオも貸していますよね。あと、福祉センターも貸していますけれども、一般企業でない一般市民の場合はどういうふうになりますかということと、どうして有料という話になったのかということと、年間収入は幾らぐらい見込んでいるのかということと、それを何に使うのかとまず質問させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） 石塚課長。

○生涯学習課長（石塚弘美君） お答えいたします。

ただいまお話にありましたように、現在は図書館活動団体に限るとしてありますが、現在の図書館活動団体につきましても図書館条例の施行規則の改正によりまして、減免規定を設けまして、実質的にはこれまでどおり無料で利用いただくことができることになるかと思えます。また、その他の活動団体につきましても同じように公益的な活動ということで、減免規定により無料で使用していただくということになるかと思えます。有料にすることによりまして、そういう公益的な活動団体からは収入は得られませんが、先ほども申し上げましたように、一般企業でありますとか、事業所とか、そういうところにも広く使っていただきまして、今現在あいている時間の有効活用を図るということで利用料金の設定をして活用をしていただきたいというふうに考えての利用料の設定ということになります。

もう1つ、収入につきましては、どの程度ということまでは今のところ試算までは、ちょっと私の資料の中には、大変申しわけないのですが、ないのですけれども、収入につきましては指定管理者の収入になることになっておりまして、その収入につきましてはその後の図書館の有効活用ということで、図書館利用者のサービスの向上に還元されるものと考えております。

○委員（藤川寧子君） 幾らというのはまだわからないね。

○生涯学習課長（石塚弘美君） そうですね。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） まだ2回目ではないです。今足りないから、聞きました。

○委員長（大嶋 茂君） でも、私が指名してから質問して……

○委員（藤川寧子君） これから2回目質問します。

大した収入ではないと思うのです。せいぜい一般企業が使うというのは集会室というか、視聴覚室ぐらいかなと思うのです、ボランティア室とか和室とか。というのは、やっぱり市民がほとんどだと思うのです。それをどうしてわざわざ規約を変えてまで有料にするかという目的がちっともわからないのです。図書館というのは、本来いつでも誰でも使えるということと無料というのが世界の原則なのです、公立図書館というの。最近土浦市とか出てきたという話なのですが、やっぱり図書館の原則を破らないほうがいいと思いますし、たかだか数万円いくかな、どうかなという感じはするのです、1年間で。それをわざわざつくって有料にするというのがちっとも図書館本来の目的ではないし、公共がやるものではない。それで、アルテリオなんかは結構あいているのです。民間の方使われていますけれども、夜とか土曜日だとか。でも、まだ部屋はあいています。そういう中で何で図書館を有料にしなければいけないかという説得力がないです、まだまだ。来年度指定管理者の契約更新という形になるかと思うのですけれども、その前に決めておきたいという話ですか。

○委員長（大嶋 茂君） 石塚課長。

○生涯学習課長（石塚弘美君） ただいま話にありましたように、利用料金の収入については多くを望むものではないかとは思われます。ただ、今回の改正につきましては、やはり先ほどもお話ししましたけれども、公共施設の適正配置、適正管理によりまして、にぎわいのある施設を目指すということもあり、今まで以上に多くの方に利用していただくというのが一つの目的であります。その中で利用料金を設定することによって一般の方、市民活動している方たちだけでなく、企業等にも利用していただければということで利用料金の設定をしたものでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長、補足をお願いします。

○教育部長（小野塚直樹君） 若干補足します。委員ご指摘のなぜ有料にしたのか、料金設定したのかという部分でお答えします。

料金設定してお金をいただくよりも今の館内施設5つほどございます。その回数を稼働率で見ますと10%台の稼働率で、ほとんどあいています。交流センターもあいています。そういった中でにぎわいといえますか、お金をいただく、いただかない以前に今度料金設定しますと、当然に今までの図書館活動団体は減免により無料です。プラス福祉団体、あと市民活動団体についても無料ということで、いわゆる公共的活動の団体については無料とします。そういったPR、料金設定をする。それで減免をする。減免規定をPRする。そうすると、図書館活動団体でなくて、一般の利用もできますよということで集客力を上げたい。それで、お客様が来れば当然、例えば民間の方が研修で来られて、図書館に初めて来て、図書館はこういうところなのだなということで図書館の本のほうに、図書館の施設は今入って北側の5部屋です。右に入りますと、本来の図書館スペースです。そういうことで図書の利用にもつながるだろうと、微々たるものといえば微々たるかもしれませんが、民間に預けるという中で指定管理者になりまして、そういう

発想が芽生えてきまして、ここ何年かでこれは指定管理者と、あと行政改革サイドでも検討してきまして、そして図書館運営審議会のほうに諮りまして、そしてそこで合意といいますか、了解いただいて、その後に図書館利用団体、実際に使っている団体が25団体ございます。そういった方にもこの料金も設定すると。いただかない減免規定の分もご説明して、こういった料金設定の運びといいますか、手続を踏んできたというところで補足説明いたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 図書館の利用者をふやすためには、部屋を有料にするよりは、もっともっと市民を呼び込む方法はいっぱいあると思うのです。初期のころは、図書館ボランティア、結構活動していました。七夕を玄関に飾ったり、季節のクリスマスのものを飾ったり、ボランティアがやっていました。それから、要らない本を市民に無料で差し上げるというのも図書館のボランティアがやっていました。今図書館活動の中でボランティアは全く活動していないし、要望もないし、もっともっと市民サービスを向上させるためにはお金ではなくて、市民をいかに図書館で一緒にやるという意識を向上させるかというのが一番大事だと思うのです。それで、今許可されている団体とか新たに市民団体が一々減免措置を申請しなければ使えないというのは、そんなばかなことはないと思うのです。だから、全体を無料にして大勢の市民が集まるような、また市民活動と一緒に図書館活動してもらうような活動のほうの方がもっと大事ではないかと思います。そして、そのためにはまず図書館運営基本計画というのがつくられましたでしょうか。それもう3回目だから、聞かせてもらいます。

それで、守谷の図書館も同じ問題があるのです、今。同じ指定管理者なのです、同じ設計者ですから。守谷の図書館では、図書館ボランティアがしっかり活動していきまして、図書館を考える会というのがあるのですけれども、現在の経費を上回らないで市民サービスを維持することを前提として継続してくださいというのが条件つきなのです。それができなければ直営にしてしまうか、一部指定管理、一部業務委託という形というのが市民の声から上がっています。筑西市もそういうことにならないように、今の段階ではまだ時期尚早だと思います。それで、そういうことも含めた基本計画というのがつくられているかどうかをお伺いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 私のほうからご説明します。

そういった基本計画はつくってございません。合併前に今の図書館、下館市立で建てた当時はそういった計画があったと聞いております。今はございません。そういった中でどういう事業をやるかということを経営業務として指定管理に任せておりますので、今後どういう事業展開をするのか、このたび来年の指定管理者の公募に向けて手続に入ります。その仕様書で決まってくるので、どういうことを条件にするか。そしてまた、どういう提案があるかということで、プロポーザル方式で事業者を選定していきます。来年から5年間の予定です。そういった中で、まず1つにはいい提案をいただいたところを選定する。それから、もう1つは指定管理者になりましてそういう利用団体の方と運営審議会の中でどういう声があるのか、そういうところの声を聞いて事業計画をするという指導にもつなげていきたい、そういった課題

はあるかと考えてございます。

○委員（藤川寧子君） もう1回だけ。絶対だめかな。だめかな。もう1回だけ。絶対だめ。

○委員長（大嶋 茂君） どうぞ。

○委員（藤川寧子君） 今1年間で1億5,000万円指定管理者に払っているのですよね。そういう中で指定管理者はもともと本屋さんで本を売るのが目的だけれども、一番最初の約束で市内から買って本を調達されていますけれども、それ以外にバーコードみたいなラベル、シールを張ったりとか、みんなその指定管理者、TRCがされているのです。これからの電子図書の整備だってTRCがされるわけです。だから、TRCがお金が必要と、数万円もいかないと思うのです。そういうお金が必要だと思わないけれども、これをやったらTRCに、指定管理者に行くのですよね、お金は。市には行かない。市の収入にはならない。だから、集会室の整備をするとしても、それは市がやることですから、また別のお金です。そのお金で室内のリニューアルとか整備とかやるわけではないし、やっぱりそういう工事のお金は市が負担しなければなりませんから、私は今の中で有料にする必要は全くないというふうに理解しています。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第108号の採決をいたします。

議案第108号「筑西市立図書館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第110号「財産の取得について」審査願います。

それでは、学務課から説明を願います。

飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 飯山です。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第110号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

筑西市教育情報ネットワーク・パソコン教室システム等機器整備のため、下記のとおり財産を取得することについて、筑西市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、購入物品及び数量、筑西市教育情報ネットワーク・パソコン教室システム等機器一式。2、契約の方法、一般競争入札。3、取得予定価格1億6,988万4,000円。4、相手方、筑西市一本松1755番地2、関彰商事株式会社ビジネスソリューション部下館支店、支店長、富田良一。

続きまして、議案を返していただきまして、参考資料の1ページ目をお開き願います。納入場所でございますが、今年度につきましては、ご記載のとおり、下館、伊讃、川島、竹島、養蚕、五所、中、河間、嘉田生崎の小学校9校及び下館西、下館北の中学校2校、合計11校で入れかえを行うものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。こちらに機器調達の明細を示しております。委員皆様ご存じのように、平成27年度からはパソコンの更新に当たりましてはタブレッ

ト型パソコンを導入してございます。今年度11校に導入することで、市内にある全ての小中学校にタブレット型パソコンの導入が完了することになります。今年度につきましては、中学校のパソコン教室及び普通教室に126台、小学校の普通教室用に319台のタブレット型パソコンを導入するほか、それを管理するための管理用パソコン、ディスプレイモニターなど周辺機器を整備してまいります。

その後の3ページから8ページにつきましては、タブレット等のこういった機種、メーカーを使うのか、製品名等を記載しております。

さらに、最終9ページですが、主な調達機器の写しというか、写真を掲載しております。

なお、参考資料のほうに記載していただく申しわけございません。今回の物品購入に関しまして、入札した業者、参加業者は4社でございます。なお、落札率94.8%となります。

毎年度児童生徒の情報活用能力育成のためにＩＣＴ機器を整備、更新してまいります。今後とも年次計画により更新していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今回買いかえる学校の数が多いですね。市内の半分近くまで買いかえるということで、今までに比べると非常に取りかえる範囲が広いなというふうに思っているのですが、そういうふうに広げたのはどういう理由かということです。

それと、あと古いパソコンをどうするかということで、この間部長が一生懸命説明していましたけれども、官公庁で使ったパソコンをリサイクルで売っているということがあるのですけれども。今までは議会でもそんな話を聞いたことがありますけれども、質問したことがありますけれども、そのときはデータの消去がきちんとできないから、破壊するしかないのだという説明だったのですが、再利用を現実にはやっているということですね。これは、市としてつかんでいるか、どう考えるかということなのですが、その2つをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 三浦委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今回11校導入したということで、委員さんもお存じのように、例年五、六校の更新で児童生徒用のパソコンと学校用の先生方のパソコン、教務用パソコンなのですが、それを同時に更新することが通年でした。昨年の予算要求時期についても、どうしても厳しい財政の折、一応そういう予定で計画をしたのですが、学校の実情としてタブレットパソコンを導入した小学校といわゆるデスクトップを導入しているパソコンだと授業のやり方も全然違うし、活用の仕方もあるということで財政サイドと確認した結果、まず今年度まだ未整備のタブレットパソコン、児童生徒用のパソコンを先に整備をしよう。ということで、先生のパソコンも7年以上たっているところが多いので、だけれども、それについては次年度以降でまた計画的にということで、なるべく子供たちのＩＣＴ教育環境を平準化するのにはそちらを優先したほうがいいのではないかという結論で今回11校、確かに委員さんおっしゃるように、多くの校数なのです。

が、そういったことで整備をさせていただいているということになります。

ご質問の2番目、古いパソコンの活用ということで、部長のほうからも議案質疑のときに答弁したと思うのですが、今回ほとんどのパソコンについてはデスクトップのパソコンなものですから、モニターと、いわゆる箱なのです。そのモニターについては、タブレットパソコンとつなげば映像として残るので、それについては再利用するわけなのです。そうすると、今回産業廃棄物としてやるのは箱のパソコンという形になるのですが、部長のほうからも説明があったように、基本的には事業者が産業廃棄物、パソコン等を購入した場合には責任を持って事業者が廃棄をするというのが前提なのですが、説明があったように、ただし無償で下取りをしてもらえれば落札した業者が責任を持って廃棄するということで、仕様書のほうにも明記してあるのですが、一番大切なのはデータ、そのパソコンの中には多くの個人情報が入っているので、データを確実に消去することということと、何台下取りをして、要するに無償なのですけれども、下取りをして、それを確実に廃棄しましたよというマニフェストを業者のほうからもらっております。ですから、委員おっしゃるような官公庁のパソコンが出回るということは想定はしておりません。ですから、今回につきましては特に一体型のパソコンではないので、下取りを出してもパソコンの体をなさないという言い方は変なのですが、そういう可能性もあります。あと、幾つか管理用のノートパソコンがあるのですが、それについては当然データを消去してもらって、各教室にモニターがありますので、電子教材とかのDVDを入れて、いわゆるパソコンといいながらDVDの再生機器とか、そういった形でなるべく多くのものを利活用すると。当然モニターだ何だというのは壊れるまで使うということで、今回廃棄するものは再利用、はっきり言えばできないものだというふうな形でご理解いただければありがたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 再利用についてはわかりました。

あと、今回数多くの学校で買いかえるということは、これをまた今後五、六年先に更新するときもやっぱり一緒にやらなくてはならないと、そういう時期になっていくわけですね。そうすると、今回でタブレットは全部行き渡って完了したということなので、そうすると今までみたいに数少ないというか、五、六校でやっていくのではなくて、大まかに考えると大体2回で更新してしまうというような考え方なので、結構これ予算がかかるから、どうなのかなと。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 今回の11校を次回更新するときは2カ年度という意味のご質問ですか。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 2カ年度ではなくて、今まで既に関わるところと今回更新するところで2つのグループに分かれるのではないかと、更新年月からいって。そうすると、一時に大きなお金がかかるわけで、その点はどのように考えているのかなということ。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 先ほどご説明申し上げましたように、平成27年度から段階的にタブレットパ

ソコンを導入しておりまして、平成27年度に5校、平成28年度に5校、平成29年度に5校というような段階的、今回11校という形になりますので、この11校につきましてはおおむねタブレット五、六年周期になりますので、これが6年後にまた11校ということになると、また膨大な予算がかかってしまうので、そのときには11校ではなくて5校と6校とか、この分は2カ年に分けてなるべく平準化しようと思って教育委員会のほうとしては考えております。ただ、どうしても7年ぐらいたってしまうと部品そのものがなくなってしまうというところもあるので、きっちり標準化できるかどうかというところは今後検討していかななくてはならないのですが、1年で多大なる予算が出ないよう、なるべく平準化できるような形で今後計画をしていかなければならないなというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第110号の採決をいたします。

議案第110号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。どうもご苦労さまでした。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

執行部は退席願います。

〔執 行 部 退 席〕

○委員長（大嶋 茂君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきしたいと思います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時26分